特定非営利活動法人まなびデザインラボ役員報酬規程

1. 目的

この規定は、特定非営利活動法人まなびデザインラボ定款第4章第18条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

2. 報酬

役員には、総会の承認を得て報酬を支給することができる。

- (1)報酬の額は月額とし、総会において決定した額とする。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。
- (4) 使用人兼務役員については従業員分の給与を支払うことができる。

3. 報酬の支払い

- (1) 役員の報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- (2) 法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規定は、平成27年10月1日から施行する。